

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いについて
(報告事項)

1. 経緯

- (1) 宮城県の沖合底びき網漁業は、東日本大震災後、瓦礫の影響や東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴う福島県以南海域での操業ができず、漁場の確保に困窮していたため、保護区Ⅲについて、関係機関の協議を経て、平成23年度以降、漁場として開放する対応をとってきている。【参考1】
- (2) この対応を継続することについて、平成25年に宮城県沖合底びき網漁業協同組合から水産庁仙台漁業調整事務所に要望があったため、同事務所が関係県等と協議し、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間と整理している。【参考2】
- (3) こうした中、今般、同組合から、令和3年1月以降、福島県相馬沖の一部海域で操業を再開する予定としており、令和2年度以降については、保護区Ⅲにおける資源管理の取組を遵守する旨、報告を受けたところである。【参考3（下線：青）】

2. 平成25年度から令和元年度までの操業実績

同組合からの報告によると、平成25年度から令和元年度まで保護区Ⅲでの操業実績はない。【参考3（下線：赤）】

| 年度 | 保護区Ⅲの操業実績 |
|--------|-----------|
| 平成25年度 | 実績なし |
| 平成26年度 | 実績なし |
| 平成27年度 | 実績なし |
| 平成28年度 | 実績なし |
| 平成29年度 | 実績なし |
| 平成30年度 | 実績なし |
| 令和元年度 | 実績なし |

3. 令和2年度以降の対応

令和2年度以降の保護区Ⅲの開放について、1の(3)のとおり、同組合から同保護区における資源管理の取組を遵守する旨の報告を受けたことから、対応を継続しないこと（令和元年度をもって終了）とする。

以上

25水産調第268号
平成25年8月2日青森県
岩手県
宮城県
福島県
茨城県
千葉県

水産主務課長 宛

水産庁仙台漁業調整事務所長 印

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における保護区Ⅲの今後の取
扱いについて（意見照会）

日頃より、太平洋北部の広域資源管理にご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理における宮城沖の保護区Ⅲ（禁漁期間：毎年2月及び3月）につきましては、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能問題のため、福島県以南海域での操業ができず、宮城県沖のみでの操業となり漁場の確保に困窮していることから、保護区Ⅲを漁場として利用したい旨要望があり、平成23年度、平成24年度の2度にわたり関係者のご理解とご協力を得て保護区Ⅲを開放いたしました。

しかし、まだしばらくの間福島県以南海域での操業ができない状態が継続することが想定されることから、宮城県沖合底びき網漁業協同組合より、来年以降も引き続き保護区Ⅲを開放して欲しい旨要望がありました。そこで、当分の間保護区Ⅲの取り扱いについては、下記により進めてまいりたいと考えておりますので、関係県におかれましてもご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、関係団体へは一般社団法人全国底曳網漁業連合会より別途照会しております。

関係県及び関係団体のご理解がいただけた場合には、今年秋に開催予定の太平洋広域漁業調整委員会北部会で、この案件についてご議論していただく予定です。

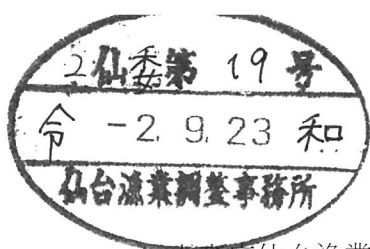
本件についてご不明な点やご意見等ございましたら、8月26日までにご連絡頂きますようお願いいたします。

なお、平成23年度、平成24年度共に保護区Ⅲ内での操業実績は、無かった事を申し添えます。

記

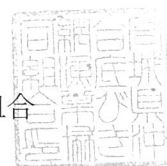
1. 宮城県沖合底びき網漁業協同組合所属船は、東日本大震災以降、全船が宮城県沖のみでの操業となっており、漁場の確保に困窮している状況が継続している。このため、保護区内に漁場が形成された場合には操業できるよう、福島県以南海域での操業が再開されるまでの間、保護区Ⅲを開放する。
2. 保護区Ⅲで操業する際には、水産庁仙台漁業調整事務所及び一般社団法人全国底曳網漁業連合会に連絡するとともに、保護区内での操業結果を、水産庁仙台漁業調整事務所へ報告する。操業結果は研究機関で集計・検証を行う。
3. 保護区Ⅲで操業した場合には、操業実績を太平洋広域漁業調整委員会で報告する。

令和2年9月18日



水産庁仙台漁業調整事務所長 殿

宮城県沖合底びき網漁業協同組合



太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果
及び保護区Ⅲにおける今後の操業の取扱いについて（報告）

令和元年度の太平洋沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲにおける操業結果につ
きまして、下記1. のとおり報告致します。

また、震災以降、福島県以南海域での操業ができないことにより、保護区Ⅲの開放を依頼し、御配慮いただいていたところですが、今般、関係者の合意を得て、令和3年1月から福島県相
馬沖の一部海域で操業を再開する運びとなりました。

このため、令和2年度以降については、保護区Ⅲにおける資源管理の取組を遵守してまい
る所存である旨報告致します。

更に、当組合では、本年9月から、がんばる漁業復興支援事業に係る計画書（宮城県沖合底び
き網地域漁業復興プロジェクト漁業復興計画書Ⅲ）に基づく取組を開始したところですが、本
計画書の中で保護区Ⅲの保護区域を拡大することとしており、このことについて、下記2. の
とおり資源管理計画への位置付けを予定しておりますので、併せて報告致します。

記

1. 操業結果（令和元年度）

| 年月 | 操業実績 |
|--------|--------|
| 令和2年2月 | 操業実績なし |
| 令和2年3月 | 操業実績なし |

2. 資源管理計画への位置付け（予定）

【現行】

| 対象魚種 | 自主的管理措置 |
|-----------|---|
| サメガレイ、キチジ | 下記の期間・区域において操業を行わない。 ① 2月～3月：北緯 38 度 35 分 11 秒の線、北緯 38 度 51 分 11 秒の線、東 経 142 度 24 分 47 秒の線、東経 142 度 <u>29 分</u> 47 秒の線で囲まれた海域 ②・③（略） |

【改正案】

| 対象魚種 | 自主的管理措置 |
|-----------|--|
| サメガレイ、キチジ | 下記の期間・区域において操業を行わない。 2月～3月：北緯 38 度 35 分 11 秒の線、北緯 38 度 51 分 11 秒の線、東経 142 度 24 分 47 秒の線、東経 142 度 <u>39 分</u> 47 秒の線で囲まれた海域 ②・③（略） |

※「沖合底びき網漁業における資源管理計画」の該当部分（抜粋）

